



かがやけ憲法 キャラバンニュース

25条守れ！9条守れ！の声を一緒に上げよう

★愛媛・11月10～11日

11月10日、11日の2日間おこなわれた「かがやけ憲法」愛媛キャラバンは、「憲法9条守れ」「25条守れ」の多彩なとりくみとなりました。

キャラバン初日の10日、愛媛大学を訪れ、丹下晴喜法文学部准教授と懇談しました。丹下准教授は、愛媛反貧困ネットの代表でもあり、労働、貧困問題に詳しく、政治、経済や社会保障、沖縄基地問題、労働運動など話題は広範囲に及びました。全労連の組織化について、「学生戦略を持つことも必要ではないか」とのアドバイスもありました。

2日目の11日には、愛媛県弁護士会憲法問題委員会の委員長を務める臼井満弁護士を訪ね懇談。愛媛労連から中尾寛副議長、竹下武事務局長、全労連から長尾ゆり副議長、小室悦子事務局員が参加しました。

臼井弁護士は、「愛媛県弁護士会として小澤隆一さんを講師に学習会を開き、150人の会場があふれる集会となった」と話し、「安倍政権は集団的自衛権、社会保障、労働法制どれをとっても亡国路線をひた走り。許さない声を広げることが大事」とのべました。愛媛労連・竹下武事務局長は「中央に労働法制の改悪に反対する連絡会がある。愛媛でも結成したいと考えているので、その時には相談にのってほしい」と話しました。

●生存権裁判、松山でも提訴

全国で13番目となる「生存権裁判」（愛媛人間らしく生きたい裁判＝生活保護基準復活裁判）が、11日、原告42人により松山地裁に提訴されました。昨年8月からの生活保護基準引き下げを取り消して、以前の生活保護費に戻すことを求めています。生活保護基準の引き下げは、憲法25条、13条、14条などに違反しているのではないかと、この裁判で問われています。

提訴後の報告集会で、原告は「まさか自分が生活保護を受けるとは思っていなかった」「子どもがようけ（たくさん）いるので頑張りたい」「大腸ガンになり誰にも助けてもらえなかった」など発言しました。

支援者からのあいさつを求められた長尾ゆり全労連副議長は、全労連が憲法をいかし、くらし・雇用・平和を守ろうと全国キャラバンにとりくんでいることを紹介し、「25条の生存権を絵に描いた餅にしてはいけない。人



間らしく生きたいと提訴した 42 人の原告の皆さんに敬意を表します。全労連もともにたたかいます」と激励しました。また、生存権裁判を支える愛媛の会役員でもある竹下武愛媛労連事務局長は、「最低賃金は生活保護費との整合性を図ることとされている。愛媛県は時給 680 円、1 カ月 150 時間働くとして年収は 140 万円。これで人間らしいと言えるのか」と問いかけ、「低賃金労働者をなくすことと生活保護の問題は、セットで実現しなければならない」とのべました。

社会保障法を学ぶ愛媛大生も 17 人参加し「生活保護基準が年金、最賃などいろいろな分野に関わることが理解できた」「受給者の声を聞き貴重な体験となった。自分の問題としてしっかり考えるきっかけとしたい」など次々に感想をのべ、原告を励まし参加者が元気になる集会となりました。

● 戦争する国にするな！ 子どもたちを戦場に送るな！

宣伝行動は、2 日間で 4 回とりくまれました。10 日夕方、松山市駅前と 2 日目の早朝、県庁前で憲法問題を中心に宣伝しました。松山市駅前では、「安倍政権は 7 月 1 日に集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、今までの政府見解を 180 度変えた。集団的自衛権行使とは、日本が攻撃されてもいないのにアメリカと一緒に他国で武力行使すること。戦争する国にするな、子どもたちを戦場に送るなの声をあげよう」と、長尾ゆり全労連副議長、中尾寛愛媛労連副議長が訴えました。また九条の会事務局長でもある森英二 JMIU 県地本書記長は「9 条が戦後 70 年近く自衛隊員の命を守ってきた」と話しました。稲葉美奈子愛媛労連青年部事務局長は、安倍政権が憲法をないがしろにし、働くルールの破壊、国民のくらしや福祉への攻撃など進めていることを告発し「安心して住み住み続けられるよう協力していきましょう」と訴えました。

愛媛自治労連、県国公、年金者組合、青年部、県労連、全労連から 9 人が参加しチラシ・ティッシュ 300 枚を配布しました。

● イレブンアクション 「介護の日行動」にも合流



県庁前では、11 日早朝、宣伝カーから音が出はじめると、県庁の窓が次々と開き、庁舎にいる職員が耳を傾けました。石川敬蔵県国公事務局長、堀川孝行県公務員共闘会議事務局長らが、3・11 大震災や今年 8 月の広島土砂災害などを経験し、改めて公務労働者の役割が一層重要になっていること、それとともに「構造改革」路線の問題点が浮き彫りになったと告発し、公務員削減や「地方切り捨て」の道州制・地方分権改革をやめ、憲法をいかした公務・公共サービスの充実を訴えました。

11 日の昼休み時間帯には、イレブンアクション（伊方原発なくす県民連絡会主催）にとりくみました。

大街道、銀天街を歩き交う買い物客らに、「福島事故を経験し、原発と人類は共存できないことが明らかになった。一旦事故が起これば憲法 13 条、25 条の人格権、生存権が奪われる」と話しながら、伊方原発運転差し止めの判決を求める署名への協力を訴えました。10 人が参加し、71 人分の署名が集まりました。

イレブンアクションの後は高島屋前の坊ちゃん広場に場所を移し、「いつでも、どこでも、だれでも」安心して医療、介護を受けたい！住み慣れた地域で暮らし続けたい！」と「11・11 介護の日」行動にとりくみました。

長尾全労連副議長は憲法キャラバンのとりくみを紹介し、「誰もが安心して老後を迎えられるようにすることが政治の責任。25 条守れ、9 条守れ、の声を一緒に上げていきましょう」と訴えました。

愛媛医療生協など 30 人以上の参加で、「介護制度改善、介護労働者処遇改善を求める」請願署名は 177 人分と

なりました。

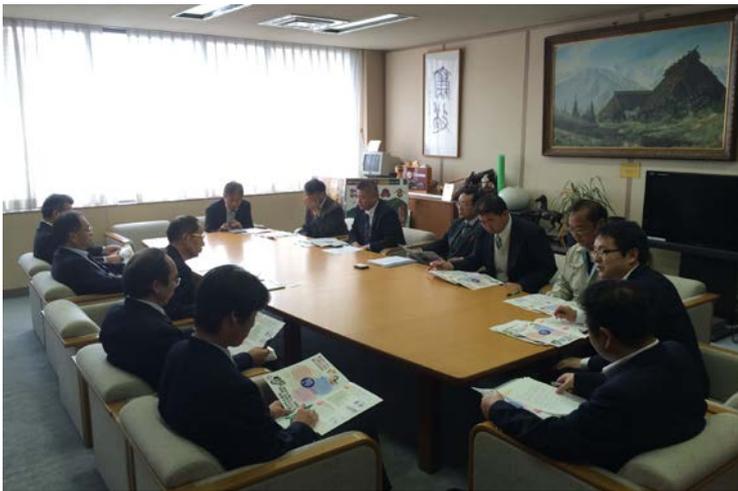
★長野・11月12～13日

上田市など3自治体と懇談

東御市長「閣議決定で変えていくことは乱暴」と語る!

長野の憲法キャラバンは、11月12日7時45分からの長野駅前での宣伝行動から始まりました。宣伝行動には15人が参加。細尾県労連議長、菅田副議長と全労連高橋副議長がマイクを握り、全労連の憲法キャラバンが長野県入りしたことを語り、「憲法を守り・生かそう」、そして衆院の解散・総選挙へと動き出している情勢を語り、「安倍政権を早期退陣させよう」と訴えました。30分の行動でしたが、用意したテッシュとセットにした憲法キャラバンのチラシ400枚を配布しきりました。

その後、上田市、坂城町、東御市を訪問し、それぞれ1時間、市長らと懇談しました。これらの自治体との懇談は、長野県自治労連の憲法キャラバンとして位置づけられ取り組まれました。



11時からの上田市との懇談には、県労連の議長・副議長、鈴木事務局長ら県労連の役員と、県自治労連の山下書記長らと上田市職員組合役員、全労連副議長など9人が参加し、市側は武井総務部長ら4人が対応しました。憲法問題では私たちの訴えに総務部長は「そういう動きがあると把握している。私たちは憲法や条例に沿ってやっていく」と語り、集団的自衛権の行使容認反対の意見書が議会で否決された経過を説明しました。

また、核兵器廃絶については「非核平和都市宣言」を合併後に再度議会で採択し掲げていること、

11日まで松本市で開催された平和首長会議に副市長が出席した等、市としての対応が紹介されました。さらに、上田市では必要な人材の確保に努めているが、正規と非正規職員が半々の状況であるとの話があり、参加者から「官製ワーキングプアを生み出さないためにも正規採用を増やして」と訴えがありました。

その後、坂城町に入り、地元名産「おしぼりうどん」の昼食後、午後1時から町役場を訪問。新たな県労連役員も行動に加わり10人で、町の田中総務課長・春日会計管理者と懇談しました。課長らは集団的自衛権の行使容認に反対する意見書が議会で採択されたこと、核兵器廃絶に向けて毎年原爆が落とされた日に町内にサイレンを流し、黙とうを呼びかけるなど町としてのとりくみを紹介しました。また、町としてリフォーム補助を4～5000万円の予算を計上し、町内の事業主、大工さん、水道屋さんから多くの申し込みがあり、歓迎されているとの話もありました。さらに、市町村合併については「町はここから見える範囲内の15分で駆けつけられるほどの小さな町であり、その良さを生かして住民サービスを進めたい。合併する考えはない」と話され、参加者と適正な自治体規模について懇談しました。最後に「官製ワーキングプア」の話となり、町からは「小さな町であるが、社会人採用も含めて、毎年6～7人を採用している」との話がありました。

午後3時からは東御市を訪問し、花岡市長と懇談しました。市長は率直に「(皆さんと)若干、違う。憲法に沿ってやることも憲法の望むところであるが、そぐわないところは変えることも考えなければならない」と語るるとともに、「閣議決定で変えていくことは乱暴」とも語りました。参加者からの「そぐわないこととは?」との問いに、市長は「軍事力を保持しないは無理がある」と答えました。また、核兵器廃絶については、「やらなくてはいけない。しかし、原子力と同じ土俵で扱うことには反対。別けて議論すべき」と語りました。

さらに、市財政については「町の時代に工場団地をつくり、政策的に企業を誘致したが、それらの企業が利益

をあげ、大きく成長していることもあって法人税が増えている」と語り、参加者からアベノミクスの効果について問われると、「3本の矢については可能性がゼロではないが、成功率は低いのではないか」との見通しを語りました。

その後、上田駅前で地元の皆さんとともに、「憲法を守り、生かそう」と憲法キャラバンの宣伝行動を行い、1日目の行動を終えました。

県労連と JMIU 長野地方本部が諏訪・茅野・岡谷周辺の「中立労組訪問」

長野の憲法キャラバン2日目は、県労連と JMIU 長野地方本部が諏訪・茅野・岡谷周辺の「中立労組訪問」行動を展開しました。参加者は鈴木県労連事務局長、斉京 JMIU 長野地方本部執行委員長、中塚副執行委員長、小松崎書記長、そして地元の JMIU の方々、全労連高橋副議長など8人。朝の意思統一後、2班に別れて、地元の中小企業の中立労組を「貴労組との交流・共同の申し入れ」との要請文を持って、訪問・懇談しました。訪問した労働組合は11労組。そのうち、組合の役員が出張等で留守のため会うことができず、資料を受付等に渡したのが3労組で、あとの8労組について時間差はありましたが、役員に会い、懇談することができました。

懇談した内容は、15春闘に向けて職場の組合員の団結強化や「大幅賃上げあたりまえ」の世論づくりとともに、企業の垣根をこえた地域の労働組合の共同した取り組みが求められていること、また、会社からの逆提案への対応、組合員数の減少、組合役員のなり手がいない等の労働組合としての悩みを交流・解決して行くことが求められているとして、

①年間を通じ当面4回程度の懇談の場を持っていただきたい。

②2015年春闘では、「15春闘 金属情報機器産業ではたらく仲間の要求アンケート」への取り組みなど共同をつよめていただきたい。

③その他、一致した要求課題について、交流・協同をすすめていただきたい。

との3点での申し入れでした。

第2班が訪問した東洋精機の工場では、アポなしの訪問にもかかわらず、副委員長が対応してくださり、25分懇談することができました。懇談では、はじめに高橋全労連副議長から憲法キャラバンの要請文書と憲法・労働法制・消費税の署名用紙等を手渡し、キャラバンの目的を語り、「一致できるものからは是非協力を」と訴えました。その後、斉京委員長が「申し入れ」文書をもとに、上記の3点について説明、要請しました。懇談では、ボーナスについて委員長が役員と話し出すなど交渉が始まっていること、組合の賃上げ等の要求については日常的に組合員の声を聞いて、役員会等の会議でまとめ、常務と交渉後、最終的には社長と交渉していること、毎年新採用者が試用期間の過ぎた後に組合に加入し、今年も3人が加入したこと、会社も協力的である等の話がありました。そして、アンケートについては「執行委員ぐらいなら、対応できるのではないか」との回答がありました。最後に斉京委員長より「今後も訪問し、懇談したい」旨を伝え、懇談を終えました。

しかし、このように組合員も増え、会社も協力的な組合だけではありません。予定外で飛び込んだ、数年前に訪問した組合では、30代の委員長・書記長が対応し「ボーナスについては交渉ではなく、協議」と語っていましたが、受付近くにあった組合事務所は、敷地の一番奥に移っていました。また、1年間で委員長が交代していた組合もいくつかありましたが、中には「組合役員は委員長だけ」の組合も。様々な課題を抱えて頑張っている組合の実態が改めて分かりました。

訪問・懇談終了後に、諏訪地区労連の事務所で反省会を開催し、それぞれの訪問成果を交流しあいました。そのなかで、各労組の役員が30~40代と大変若く、要求をまとめ、交渉することなど労働組合運動を理解してもらうよう援助していくことの重要性が語られ、「引き続き訪問し、懇談して行こう」と確認しあいました。